

○八王子市図書館資料館外個人貸出しに関する要綱（平成19年7月1日施行）

平成19年 7 月 1 日施行

改正 平成19年10月28日

改正 平成25年8月26日

改正 平成29年9月1日

改正 令和 3 年10月18日

改正 令和 6 年6月14日

（趣旨）

第1条 この要綱は、八王子市図書館条例施行規則（昭和59年教育委員会規則第8号。以下「規則」という。）第6条の2に定める館外個人貸出しの登録手続き、第6条の3に定める館外個人貸出しの期間及び第9条に定める館外個人貸出しの制限について必要な事項を定めるものとする。

（館外個人貸出しの登録及び更新）

第2条 規則第6条の2第1項にいう確認書類とは、本人であることの証明と居住地の確認のため、氏名、生年月日及び住所の記載があるもので、次のいずれかとする。

(1)八王子市内（以下「市内」という。）又は図書館の相互利用に関する協定を結んだ市に居住する者として登録を受けようとする者

ア運転免許証

イ国民健康保険被保険者証 又は それに類する書類

ウ旅券

エ学生証、生徒手帳 又は それらに類する書類

オ個人番号カード又は 住民基本台帳カード

カ外国人登録証、 在留カード 又は 特別永住者証明書

キ身体障害者手帳、愛の手帳 又は 精神障害者保健福祉手帳

ク住民票の写し

ケその他八王子市教育委員会事務局処務規則（昭和 42 年教育委員会規則第 6 号）第 4 条に定める館長（以下「館長」という。）が認める書類

(2)市内に通勤する者として登録を受けようとする者

ア社員証 又は それに類する書類

イ社員証又はそれに類する書類に登録を受けようとする者の生 年月日及び住所の記載のない場合は、社員証等に加え、前号アからクまでの いずれかの書類

ウその他館長が認める書類

(3)市内に通学する者として登録を受けようとする者

ア学生証、生徒手帳 又は それらに類する書類

イ学生証、生徒手帳又はそれらに類する書類 に登録を受けようとする者の生年月日及び

住所の記載のない場合は、学生証等に加え、第1号アからクまでのいずれかの書類
ウその他館長が認める書類

(館外個人貸出しの利用手続等)

第2条の2 規則第6条の3第1項にいう別に定める方法は、次のいずれかとする。

(1) 図書館が交付した利用者カード(規則第2号様式)の提示

(2) あらかじめ個人番号カードによる図書館利用登録申込書(第1号様式)により利用者登録番号と紐づけて登録した行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードの提示

(3) 登録者の携帯電話端末等を図書館システムに接続して表示させた利用者登録番号の提示

(4) あらかじめ利用者登録番号とICカードまたは携帯電話端末等の識別情報との紐づけを図書館システム上で行った当該ICカードまたは携帯電話端末等の提示

(貸出期間の延長)

第3条 教育委員会は図書館資料の個人貸出しを受けた者から貸出期間内に貸出期間の延長の申出があったときは、各図書館資料につき1回、当該申出の日から2週間以内の間で(申出を受けた図書館が規則第4条の規定により末日に休館するときは次の当該図書館の開館日まで)貸出期間を延長することができる。

(貸出制限)

第4条 教育委員会は次の各号のいずれかに該当したときは、貸出し制限を解除するものとする。

(1)貸出し制限を受けることになった資料を全て返納したとき。

(2)貸出し制限を受けることになった資料の弁償が完了したとき。

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は生涯学習スポーツ部長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

第1号様式

個人番号カードによる図書館利用 登録申込書

個人番号カード(マイナンバーカード)による図書館サービス利用のため、
注意事項を了承のうえ、マイキーIDと図書館カードの連携を申請します。

	申込年月日	
氏名		
図書館カード番号		

<注意事項>

図書館備考欄	
--------	--